

第136回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果(概要)

1 開催日時

令和元年12月19日(木)

午前10時から午後 3時 5分まで

2 開催場所

千葉県森林会館(千葉市中央区長洲1-15-7) 5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

福永健司委員(部会長)、青山定敬委員、清宮敏子委員、前田利雄委員

【職員】

西野森林課長、堀口副課長 他

4 議題

(1) 審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

(2) その他

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第12号までの案件について審議がなされ、すべての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件 [(新規) E T パワーファーム第一・第二(株)による太陽光発電施設]

委員：洪水吐について洗掘の防止措置は講じられているか。

事務局：C O マットを施工して洗掘を防ぐ。

委員：最終的に放流桝に水が流れるが、既存の放流桝の容量は問題ないか。

事務局：問題ない。

委員：調節池が満水になっても放流桝の容量は問題ないか。

事務局：オリフィスで絞って流すので問題ない。

委員：切土量と盛土量の関係について伺いたい。

事務局：切土量が若干多いが、場内でバランスを図り、処理する計画である。

委員：調節池で排水するか浸透池にするか、県の方針は無いのか。

事務局：ボーリング調査や透水調査を行い、浸透があまり良くない場合は調節池にする。

委員：安全は第一だが、環境に配慮した審査をお願いしたい。

○第2号案件 [(新規) (株)サンエイエコホームによる太陽光発電施設]

委員：盛土について図面上ではフラットに見えるが、調整池の方に流れる勾配になっているのか。

事務局：緩く勾配を設け、それぞれの水路で集水する計画である。

委員：市道側はどうなっているか。

事務局：小堤を設置して、それを伝って雨水が流れ込む計画である。

委員：排水管で流すことについて、土砂の堆積以外に木の枝等が引っ掛かった場合のメンテナンスは確実になされるのか。

事務局：事業者にも重々指導して参りたい。

○第3号案件 [(新規) (有)光建建設による砂利採取]

委員：台風21号の際に印旛沼周辺も影響を受けたと聞いたが、ここは大丈夫だったのか。

事務局：幸い浸水することは無かった。

委員：土砂が流出して印旛沼が濁ることが一番懸念されると思うが、浸透池に全て集めるため、防止措置については特段必要ないということか。

事務局：ボーリング試験と土の粒度試験を行い、浸透能があることは確認している。

委員：急傾斜地の指定はその後外れるのか。

事務局：急傾斜は急傾斜地法に基づく急傾斜区域と急傾斜箇所の2種類がある。今回は急傾斜箇所になるが、当時の建設省長官通知で危険箇所である旨をお知らせする制度であるため、指定解除の概念が無く手続き等も不要である。

○第4号案件 [(新規) (株)リアルランドエステートによる残土埋立]

委員：無立木地について、過去の開発で植栽したが枯損したということか。

事務局：枯損も一部あるが、その他にも無立木地化しているところがあり、全体的に無立木地は5%程度ある。

委員：断面図のA-A'断面で盛土を平らにせず、谷地形を伸ばす話だが、将来的に埋める予定はないのか。

事務局：具体的な計画は見えていないが、谷部の奥の方から谷をせき止めない構造で盛り立てるという考えがあると聞いている。

委員：南側からの流入があるから谷を残すという考えなのか。

事務局：審査基準で「谷部をせき止めて滞水しない構造とする」とされているため、あえて谷の形状のままにして水が流れるようにしている。

○第5号案件 [(変更) ㈱京葉エンタープライズによる残土・再生土埋立及び資材置場]

委員：凶面北側の三角形の拡大区域の現状はどうなっているのか。

事務局：木や草が生えている状況である。

委員：ここは残置森林とするのか。

事務局：そうである。

委員：調節池の中を再生土で埋め立てることについて、自然の土に比べると環境への影響があると思うが、条例に基づいて安全なものになっているという認識でよいか。

事務局：環境部局が所掌している再生土の条例の中で、環境影響の防止措置をさせることになっており、それをクリアした上で手続きが行われる。

委員：防災施設の違反行為については、今回の変更申請で現地調査したことにより見つかったのか。また、申請が無ければ見つからなかったのか。

事務局：防災施設設置の届出を受けて現地確認等を行うが、今回はまだ施工中であったため、今回の変更申請に伴う現地調査により判明した。

委員：完了時だけでなく施工中の監督や監視が必要だと思うので、よろしく願います。

委員：森林率が変更前に比べて下がっているが、変更前の基準とはどういうものか。

事務局：農地造成をする場合で、土地利用の実態からみて、困難若しくは不適當である場合には、残置森林の配置が不要であり、農地造成以外の部分は造成森林として森林に戻すため、農地造成部分を差し引いた79.7%が森林率であったが、今回の変更により造成森林区域も事業用地として転用されるため、森林率が下がった。

委員：用途が変わったため、基準も変わったということか。

事務局：そうである。

○第6号案件 [(変更) ㈱タケエイによる太陽光発電施設及び発生土仮置場]

委員：太陽光パネルの設置タイプが2つあるが、地盤の貫入試験の結果によって使い分けるということか。

事務局：そうである。

委員：太陽光パネルを設置するところは盛土になるのか。

事務局：元々、谷津地形であったが、産業廃棄物を下から一層ずつ積み上げ盛土し、現在の地形を作った。

委員：発生土置場について、将来的にパネルを設置することはないのか。

事務局：今のところ聞いている。

委員：発生土はどこのものか。

事務局：産業廃棄物最終処分場の埋め戻しに使用する表土である。

○第7号案件 [(変更) クリーン開発㈱による宅地開発、野球練習場及び再生土埋立]

委員：平成10年の当初許可後に1回変更があったようだが、最近になって動き出したのか。

事務局：元々は住宅団地が目的だったが、社会情勢等から計画の見直しがあり、着工されたのが平成30年8月からという状況である。

委員：確率雨量について、平成10年当時と現在を比較すると、排出する流量がかなり違うと思うが、変更していないのか。

事務局：林地開発では降雨強度を30年確率で調節するところ、本件については50年確率の降雨強度で調節する計画であり、昔のものだから対応していないという訳ではない。

委員：野球場や宅地の下辺りに仮設調節池があるが、雨水の浸透について問題はないのか。

事務局：本設調節池が出来次第、仮設調節池を壊し、山の絞り水を全て排出した上で締固めをして盛土を行うため、特段水の問題はない。

委員：土の強度が部分的に弱いと困るので、きっちり埋め立てるように願います。

○第8号案件 [(変更) シンセー電機㈱による太陽光発電施設の用地造成]

委員：コンクリート重力式からフィルダムに変えた経緯は何か。

事務局：当時は用地買収ができず、面積が小さい重力式にしていたが、その後の土地所有者との交渉により用地を取得できたため、経済的比較をした結果の変更である。

委員：切土と盛土のバランスは大体均衡しているのか。

事務局：残置森林の周りの切土が増えたので、若干盛土高を上げてバランスをとっている。

○第9号案件 [(変更) 新井総合施設㈱による産業廃棄物最終処分場]

委員：森林率が基準の100%を満たしていないのは、防災施設等を差し引いているためか。

事務局：そうである。「土石の採掘」という一時転用のカテゴリーのため、概念は100%だが、埋めた後も水の処理を続ける必要があるため、防災施設については恒久的なものとして残ってしまう。

委員：最終処分場は何年まで持つのか。

事務局：計画の期間は令和26年度末までである。

○第10号案件 [(変更) 日本開発興業㈱による砂利採取]

○第11号案件 [(変更) 千葉砂礫興業㈱による砂利採取]

○第12号案件 [(変更) 日本メサライト工業㈱による岩石採取]

委員：10号案件から12号案件を通して、残置森林は開発行為中も残っていると思うが、造成森林は開発した後に緑化していくということで、事業が終わらないと植栽に着手しないのか。

事務局：他の案件も同様だと思うが10号案件に関しては、単純に拡大するのではなく、採取跡地では順次植栽を行っている。単純に切りっぱなしで拡大するという指導はしていない。

委員：事業期間中に適切に造成森林を造成するよう指導しているのか。

事務局：そうである。

○その他（全体）

委員：採掘してすり鉢状になったところは、自然にない地形を造ってしまっているため、いくら力学的に安定しているといっても、環境保全や計画の観点からもう少し考慮した方がよいと思う。

事務局：林地開発としての制限ができないため、深堀された後に残土を埋めたり、色々な土地利用がされていくという変遷がある。

委員：肥料木を混植する指導がいきわたってきたと思うが、結構高密度に植えているところもあると思う。密度管理や残した森林、造った森林をどう管理するのがこれからの課題だと思う。

事務局：木材生産を目的とする経済林とは別に災害に強い森づくりが課題だと認識している。事業地周辺の残置森林が風で折れてしまっている現場をたくさん見ているため、一概に残せばよいのではなく、自然災害にも強い森づくりについて、県としての指針を示しながら、これまでと違う取り組みをしていきたいと思う。